



JASDAQ

平成 20 年 5 月 28 日

各 位

会社名 株式会社ビックカメラ
代表者名 代表取締役社長 宮嶋 宏幸
(コード番号：3048 JASDAQ)
問合せ先 常務取締役経理本部長 金澤 正晃
TEL 03-3987-8785

発行価格及び売出価格等の決定に関するお知らせ

平成 20 年 5 月 16 日開催の当社取締役会において決議いたしました新株式発行及び株式の売出しに関し、発行価格及び売出価格等が下記のとおり決定されましたので、お知らせいたします。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

(1) 発行価格	1 株につき	75,460 円
(2) 発行価格の総額		12,337,710,000 円
(3) 払込金額	1 株につき	71,610 円
(4) 払込金額の総額		11,708,235,000 円
(5) 増加する資本金及び 資本準備金の額	増加する資本金の額 増加する資本準備金の額	5,854,117,500 円 5,854,117,500 円
(6) 申込期間	平成 20 年 5 月 29 日（木曜日）～ 平成 20 年 5 月 30 日（金曜日）	
(7) 払込期日	平成 20 年 6 月 9 日（月曜日）	

(注)引受人は払込金額で買取引受けを行い、発行価格で募集を行います。

2. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）

(1) 売 出 価 格	1 株につき	75,460 円
(2) 売 出 価 格 の 総 額		6,036,800,000 円
(3) 引 受 価 額	1 株につき	71,610 円
(4) 引 受 価 額 の 総 額		5,728,800,000 円
(5) 申 込 期 間	平成 20 年 5 月 29 日（木曜日）～ 平成 20 年 5 月 30 日（金曜日）	
(6) 受 渡 期 日	平成 20 年 6 月 10 日（火曜日）	

(注)引受人は引受価額で買取引受けを行い、売出価格で売出しを行います。

ご注意：この文書は当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

3. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）

(1) 売 出 株 式 数		36,500 株
(2) 売 出 価 格	1 株につき	75,460 円
(3) 売 出 価 格 の 総 額		2,754,290,000 円
(4) 申 込 期 間	平成 20 年 5 月 29 日（木曜日）～ 平成 20 年 5 月 30 日（金曜日）	
(5) 受 渡 期 日	平成 20 年 6 月 10 日（火曜日）	

4. 第三者割当による新株式発行

(1) 払 込 金 額	1 株につき	71,610 円
(2) 払 込 金 額 の 総 額	上限	2,613,765,000 円
(3) 増加する資本金及び 資本準備金の額	増加する資本金の額 上限 増加する資本準備金の額 上限	1,306,882,500 円 1,306,882,500 円
(4) 申 込 期 日	平成 20 年 7 月 1 日（火曜日）	
(5) 払 込 期 日	平成 20 年 7 月 2 日（水曜日）	

ご注意： この文書は当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 発行価格及び売出価格の算定

- | | | |
|-----------------|------------------------|----------|
| (1) 算定基準日及びその価格 | 平成 20 年 5 月 28 日 (水曜日) | 77,000 円 |
| (2) ディスカウント率 | | 2.00% |

2. 増資の理由 (調達資金の使途)

今回の公募による新株式発行 (一般募集) 及び第三者割当増資による手取概算額上限 14,201,000,000 円については、設備資金として 4,220,662,000 円、新規出店に係る商品仕入等の運転資金として 3,600,000,000 円、残額を借入金返済に充当する予定であります。

3. オーバーアロットメントによる売出しについて

公募による新株式発行 (一般募集) (以下「一般募集」という。) 及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果、日興シティグループ証券株式会社が当社株主である新井隆二 (以下「貸株人」という。) より借り入れる当社普通株式 36,500 株の売出し (以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。) を行います。

これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合は、当社は、日興シティグループ証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数 (以下「上限株式数」という。) を上限に、本第三者割当増資の割当を受ける権利 (以下「グリーンシューオプション」という。) を、平成 20 年 6 月 27 日 (金) を行使期限として付与します。

日興シティグループ証券株式会社は、貸株人より借り入れる株式の返還を目的として、平成 20 年 5 月 31 日 (土) から平成 20 年 6 月 27 日 (金) までの間 (以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、上限株式数の範囲内で、株式会社ジャスダック証券取引所又は株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け (以下「シンジケートカバー取引」という。) を行う場合があります。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、日興シティグループ証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、もしくは上限株式数に至らない株数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、日興シティグループ証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、当社の発行する上場株式について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買付けた株式を貸株人より借り入れる株式の返還に充当する場合があります。

日興シティグループ証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、シンジケートカバー取引により買付けた株式数及び安定操作取引で買付けた株式を貸株人より借り入れる株式の返還に充当する場合における当該株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシューオプションを行使し本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

以 上

ご注意：この文書は当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分 (作成された場合) をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。